

## 飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

### 第 84 回 知らねばやっていけない！！「会社法」の大改正で 2 ページもの

平成 9 年以降、毎年のように「商法」が改正されてきた。今回もまた、平成 16 年 12 月、法制審議会の会社法部会による最終的な要綱のとりまとめが終わり、今年の通常国会への法案提出が行われる予定である。今回の改正が、一連の商法改正の区切りになるといわれている。

が、この改正案、恐らく商法制定以来、かつてなかった、抜本的改正といって過言でないほどの、大改革であり、我々中小企業経営者にとって、絶対知らなければいけない内容である。未だ税務上の処理等で詳細決定をみない条項もあるが、何としても、このコラムで書かなければなるまい...という思いで、キーボードをたたいている。

7 年前と現在、「商法」という法律は全くといっていいほど変わった。合併手続きの簡素化、株式交換・移転制度の新設、会社分割制度の創設、金庫株解禁、単元株創設、額面株式の廃止、新株予約権制度の創設、種類株式制度の改正、株主総会の IT 化、委員会等設置会社制度・連結計算書類制度の創設、自己株式取得の緩和、株主代表訴訟制度の見直し、等々、そして昨年は電子公告・株券不発行制度の創設が粛々として行われてきた。

近年の経済情勢変化に対応するための、大幅な改正が、実務社会を追っかけるが如く、急テンポで実施されてきた。しかし、ここへきて、大変化と全体的整合性を確保する必要が求められたのと同時に、実務的現代社会への、更なる対応の必要性から、体系的な見直しがなされたといっているだろう。

平成 17 年の改正案（会社法制の現代化に関する要綱案～通称「会社法」）詳細な説明は別に譲るとして、私なりの言葉で、そのいくつかの改正ポイントを述べてみたい。

まず、従来、「商法第 2 編」、「有限会社法」、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」等のそれぞれの規定があったが、これを「会社法」（仮称）として 1 つの法典にまとめ、分かりやすく再編するところから始まる。

有限会社、株式会社の最低資本金制度が廃止される。有限会社という区分はなくなり、株式会社に統一される。現在の会社法では、会社の類型として合名・合資・有限・株式の 4 分類だが、定款自治による組合的規律に基づく全く新たな会社組織「合同会社」（日本版 LLC・LLP～有限責任事業組合）の新設を認める。

株式の譲渡制限を設けている中小会社については、取締役会、監査役等は設置しなくて

も良い。取締役は一人でも OK.となる。財務の公告は不要としてもよい。

会社設立のスピード化のため、発起設立時の銀行等の払込保管証明は不要となった。また同様に、同一市町村管轄内法務局への届出条項も簡素化傾向になり、類似商号規定も変更になる。支店登記の簡素化も、ありがたい改正といえるかもしれない。

更に企業再編、MBO(マネジメント・バイ・アウト)、不動産の証券化、M&A等を円滑に促進するため、事後設立に付き検査役(公認会計士、税理士等)の調査制度の廃止、金融債権の現物出資(DES~デット・エクイティ・スワップ)の検査役調査が不要となり、一部種類の株式についての譲渡制限が可能、非公開会社の自己株式の機動的取得が可能となる。更に「交付金合併」(COM~キャッシュ・アウト・マージャー)や「三角合併」が可能となった。簡易組織再編制度、略式組織再編制度の創設等、企業の、よりダイナミックな再編、再生を法的にも支援する思想が盛り込まれた。

コーポレートガバナンス、コンプライアンスの観点から、「会計監査人」制度と併用して、「会計参与」(公認会計士、税理士)制度が新設される。会計参与は計算書類の作成機関として位置付けで、株主総会における説明責任等法的責任を課せられることとなった。

いやいや、上記以外、まだまだ多くの、しかも重要な改正案が盛り込まれている。

今回は、いつものコラムスペースを倍して意見を述べたが、法律の改正であるゆえ、正確な情報を自分なりに、しっかり身につけて頂きたい。

今回の改正案は特に、我々中小企業に関わる改正が主眼となっている。場合によっては現行の定款を変更する必要があるだろう。あるいは、この際ミニ再編を考えよう、思い切って会社の「大手術」を決断するかもしれない。そんな時、必ず関わってくるのが、今回の「商法改正」であろう。知らなかったとはいえないのが、法治国家の前提。是非、改めて勉強していただきたい!いや、知らなければ対応できまい、と思っている。